

# 熊本県公報

第 1 1 1 9 5 号  
平成 16 年 11 月 19 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 1
  - 熊本県少年保護育成条例の基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課) 1
  - 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 2
  - 指定居宅介護支援事業所の指定……………( " ) 2
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 2
  - "……………( " ) 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見……………( " ) 4
- 登 載 依 頼**
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会事務局公務員課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 1124 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。  
平成 16 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町大字黒川字水溜 1541 の 4、字朝漬 1548 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 1125 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 16 年 11 月 10 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。  
平成 16 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	薄毛の 19 才 (日活) 令嬢姉妹飼育 (新東宝) 美肌家政婦 指責め濡らして (オーピー映画) 尼寺の三人 極楽情事 (新日本映像) 団地の奥さん 同窓会に行く (新東宝) 出会い系不倫 堕ちた人妻達 (オーピー映画) 仏間の喪服妻 ナマが欲しい (新日本映像) HOT STAFF 快感 SEX クリニック (日活)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

未亡人女将 とことん乱れて (新東宝)  
 便利屋家政婦 鍵の穴から (新日本映像)  
 不倫の現場 家政婦はシタ! (新東宝)  
 ナース裏治療 舌で癒して (オーピー映画)

**熊本県告示第1126号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【痴呆対応型共同生活介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームきらく 菊池郡旭志村大字伊坂446番地2	社会福祉法人 広友会	平成16年11月10日

**熊本県告示第1127号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
美里町社協ケアセンター砥用 下益城郡美里町永富1510番地	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	平成16年11月1日
美里町社協ケアセンター中央 下益城郡美里町佐保338番地	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	平成16年11月1日

**公 告****熊本県公告第882号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン八代  
熊本県八代市建馬町参号6番
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社 イズミ  
広島県広島市南区京橋町2番22号 代表取締役社長 山西 泰明
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社 イズミ  
広島県広島市南区京橋町2番22号 代表取締役社長 山西 泰明  
株式会社 エクセル  
広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号 代表取締役社長 佐藤 淳  
他
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成17年6月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
28,100平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
2,227台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
600台

- (3) 荷さばき施設の面積  
1,009 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
139 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時 00 分 閉店時刻 午後 11 時 00 分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで  
(一部午後 10 時、午後 11 時 30 分まで)
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時 00 から午後 10 時 00 分まで
- 7 届出年月日  
平成 16 年 10 月 29 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室  
平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 3 月 18 日まで

**熊本県公告第 883 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 16 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス鹿本店  
熊本県鹿本郡鹿本町大字御宇田字水流 661 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
株式会社コスモス薬品  
宮崎県宮崎市新栄町 33 番地 代表取締役 宇野 正晃
  - (2) 小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品  
宮崎県宮崎市新栄町 33 番地 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 17 年 7 月 3 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,170 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
100 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
60 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
39 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 10 時 00 分 閉店時刻 午後 9 時 30 分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時 00 から午後 10 時 00 分まで
- 7 届出年月日  
平成 16 年 11 月 2 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局振興調整室  
平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 3 月 18 日まで

**熊本県公告第884号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成16年5月14日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により西合志町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス菊南店  
熊本県菊池郡西合志町大字須屋字上ノ原 1910
- 2 市町村意見の概要  
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室  
平成16年11月19日から平成16年12月18日まで

**登載依頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月19日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第33号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表西原村の項中

議会事務局		局長
村長部局（収入役室を含む。）		課長 室長 課長補佐
教育委員会	事務局	教育長 課長 課長補佐
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」を

議会事務局		局長
村長部局	本庁（収入役室を含む。）	課長 室長 課長補佐
	保育園	園長 課長補佐
教育委員会	事務局	教育長 課長 課長補佐
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する、